

本会議 ※開会はすべて午前 10 時～

日程	内容
6日(木)	①条提案上程(説明、質疑、委員会付託) ②平成31年度一般会計補正予算案上程(説明、質疑、委員会付託) ③その他の案件上程(説明、質疑、委員会付託)
17日(月)、18日(火)	①一般質問
19日(水)	①一般質問 ②追加議案上程(説明、質疑、委員会付託)
21日(金)	予備日
27日(木)	①付託案件委員会審査報告(質疑、討論、表決) ②追加議案上程(説明、質疑、討論、表決)

お知らせ 第84回市議会  
定例会日程(6月)

議事事務局 ☎ 43-5005

- ・議会は市役所本館4階の議場で傍聴できます
- ・インターネットによる中継、モニター中継(市役所本館1階ロビー・4階議場ロビー)をしています

委員会 ※開会はすべて午前 10 時～

日程	委員会	内容
24日(月)	総務文教常任委員会	付託案件の審査
25日(火)	産業厚生常任委員会	付託案件の審査

お知らせ 児童手当現況届の手続き

子育てゆめらん課 ☎ 43-5219

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届を提出していただきます。この届は、児童手当を引き続き受けるための要件を確認し、6月以降も受給するために必要な書類です。6月初旬に対象となる人に現況届を郵送します。必要事項を記入・押印の上、市役所1階子育てゆめらん課へ届出をしてください。届出が完了されないと6月以降の児童手当が受給できなくなり、現況届・認

印。被用者(会社員など)の人健康保険証の写し。平成31年1月2日以降に当市に転入された人、前住所在地が発行する平成31年度の課税証明書。児童と別居の場合、別居監護申立書(児童の住民票が市外の場合は児童の属する世帯全員の本籍・続柄・個人番号等の記載がある住民票も必要)・個人番号・本人確認書類。  
▽受付締切 6月28日(金)

募集

高齢者見守り事業  
協力事業者の募集

地域包括支援センター ☎ 43-5237

高齢者世帯など個人宅の異変を発見し、支援につなげる仕組みづくりに協力いただける民間事業者を募集します。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを、一緒に進めていきませんか。  
▽対象事業者 新聞・郵便・牛乳の配達、宅配、電気・ガス・水道の検針や金融機関の集金など、個人宅を訪問する業務がある事



業者  
▽活動内容 配達物の受け取り残しなど、事業者の業務の中で高齢者宅に異常を感じた際に、地域包括支援センターに連絡していただきます。  
▽申込方法 地域包括支援センターにお問合せください。

お知らせ 後期高齢者医療保険料の均等割軽減割合が変わります

後期高齢者医療制度・介護保険について…長寿・保険課 ☎ 43-5217  
年金生活者支援給付金について…ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

後期高齢者医療制度発足時における保険料の激変緩和措置として、国の予算措置により実施されてきた保険料軽減特例措置について、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から段階的に所得割軽減および元被扶養者の均等割軽減が見直されてきました。

据え置かれていた所得の低い被保険者に対する均等割軽減(本則7割、特例により9割または8.5割軽減)については、年金生活者支援給付金や介護保険料の軽減拡充の開始に併せて、平成31年度から軽減割合が見直されます。



対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合(年額)			
	本則	平成30年度	平成31年度	令和2年度
33万円以下(注1)	7割軽減 (14,656円)	8.5割軽減(7,328円)		7.75割軽減
うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし(注2)		9割軽減 (4,885円)	8割軽減 (9,771円)	7割軽減

平成31年度にかかる影響

(注1)に該当する人は、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、平成31年度に限り8.5割軽減に据え置かれます。

(注2)に該当する人で、世帯員全員が住民税非課税の場合などは、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減拡充といった支援策の対象となります。介護保険料については、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化(月平均398円軽減)されます。所得の低い年金受給者へは、10月から年金生活者支援給付金(基準額5,000円)の制度が始まります。

※介護保険料軽減は軽減対象の3区分の軽減額を平均した額です。世帯員全員が住民税非課税でない場合は対象外となります。  
※老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯員全員の住民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,000円以下)をすべて満たす必要があります。給付金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10、11月分を12月(年金の支払日)に振り込みます。  
※後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金天引き)で納めている場合、引落し額への影響は10月からです。

みなさんのお役に立ちます!  
お気軽にお電話下さい

- 植木剪定 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 清掃 ○大工・左官仕事 ○施設管理
- 毛筆筆耕 ○生活支援(掃除・洗濯)など

(公社)南あわじ市シルバー人材センター  
〒656-0122 南あわじ市広田広田1064番地(旧緑庁舎1階)  
TEL / 0799-45-0171 FAX / 0799-45-1814

60歳以上のみなさん  
シルバー会員になってみませんか? 広告

入会説明会のご案内  
日時 6月12日(水)午後1時30分～  
場所 南あわじ市シルバー人材センター(旧緑庁舎)2階

出張入会説明会のご案内  
日時 6月26日(水)午後1時30分～  
場所 中央公民館 1階小会議室

～新しい夢の『はじまり』を創るために～ 従業員募集中!

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!



お気軽にご相談を…

松井開発運輸株式会社

検索

※お見積もりは無料です 南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078